旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年２月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①圏央観光トラベル　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―918号　④新井章　埼玉県飯能市稲荷町21番10―703号名栗川ハイツ　⑤圏央観光トラベル　埼玉県飯能市稲荷町21番10―703号名栗川ハイツ　⑥平成15年４月９日　⑧平成26年１月４日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県飯能市原町220―11　新井忠夫

Ｂ　①株式会社サンワールド・アジア　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4625号　④株式会社サンワールド・アジア　東京都千代田区内神田１―15―６藤井第二ビル１階　代表取締役　神戸弘明　⑤本社営業所　東京都千代田区内神田１―15―６藤井第二ビル１Ｆ　⑥平成11年５月17日　⑧平成26年１月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区内神田一丁目15番６号藤井第二ビル１階　株式会社サンワールド・アジア　代表取締役　神戸弘明

Ｂ　①株式会社エムティ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5619号　④株式会社エムティ　東京都新宿区高田馬場二丁目13番12号　代表取締役　飯田ひろ子　⑤本社営業所　東京都新宿区高田馬場２―13―12　⑥平成17年６月21日　⑧平成25年12月20日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区高田馬場２―13―12　株式会社エムティ　代表取締役　飯田ひろ子

Ｂ　①スタートラベル　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―592号　④遠藤美香　静岡県袋井市山名町５番地の９　ＤＣハイツⅡ106号室　⑤本社営業所　静岡県袋井市山名町３番地の８　⑥平成23年10月５日　⑧平成26年１月15日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県袋井市山名町５番地の９　ＤＣハイツⅡ106号　遠藤美香

Ｂ　①伊勢ツーリスト　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３―345号　④伊勢ツーリスト　三重県伊勢市粟野町385番地　藤本茂雄　⑤伊勢ツーリスト　三重県伊勢市粟野町385番地　⑥平成25年３月７日　⑧平成26年１月14日　⑩300万円　⑪三重県知事　⑫三重県伊勢市粟野町385番地　伊勢ツーリスト　藤本茂雄

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年２月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①横バス観光株式会社　②第２種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第２―744号　④横バス観光株式会社　横須賀市内川二丁目１番22号　代表取締役　市川壽一　⑤本社営業所　横須賀市内川二丁目１番22号　⑥平成11年１月21日　⑦平成25年12月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①東野観光株式会社　②第２種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第２―72号　④東野交通株式会社（合併前、東野観光株式会社）　宇都宮市平出工業団地19番地８　代表取締役　伊藤克俊　⑤本社営業所　宇都宮市平出工業団地19番地８　⑥昭和35年７月15日　⑦平成26年１月１日　⑧280万円　⑨1400万円

Ａ　①新日本ツーリスト　②第２種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第２―298号　④吉田正　下野市小金井2606番地３　⑤本社営業所　下野市小金井2606番地３　⑥昭和53年３月27日　⑦平成26年１月16日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①知立観光株式会社　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２―79号　④知立観光株式会社　知立市南陽二丁目63番地　代表清算人　本堀次男　⑤本社営業所　知立市南陽二丁目63番地　⑥昭和44年６月７日　⑦平成26年１月７日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社愛南ツーリスト　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―531号　④株式会社愛南ツーリスト　常滑市樽水町一丁目22番地　代表清算人　竹内邦彦　⑤本社営業所　常滑市樽水町一丁目22番地　⑥昭和55年６月４日　⑦平成26年１月８日　⑧60万円　⑨300万円